
人文研

2002.12.10. No.18

News Letter

編集・発行／立命館大学人文科学研究所

〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1

TEL (075)465 - 8225 FAX (075)465 - 8245

目 次

秋季公開講演会について 人文科学研究所所長 服部 健二	・・・ 2
2002年度研究会開催報告	・・・ 3
人文研からのご案内	・・・ 15
土曜講座 ブックレット 人文科学研究所紀要	

秋季公開講演会を終えて・・・

人文科学研究所所長 服部健二

731 部隊研究から見た科学（者）のあり方

神奈川大学経営学部教授 常石 敬一 氏

人文科学研究所が主催する立命館大学の公開講演会は、1952年5月8日の南原繁「世界的危機と日本の独立」に始まりました。多くの研究所や研究センターが活動している現状を踏まえて、来年度からは衣笠研究機構が主催となりますので、人文研主催としては、今回が最後となりました。一つの区切りとなる今回の講師として、常石敬一先生をお迎えできたことは、よかったと思います。なぜなら人文研は、学問研究の成果を社会に、市民に還元するという考えから、公開講演会や土曜講座を開催してきたのですが、成果を還元するということに、学問研究のあり方の反省と、問題点の自覚なしには、学問の営みは成立しないからです。その点、1936年ハルビン平房で成立した旧日本軍の731部隊の多くの医学者が、その用意周到な学問的方法によって、マルタと呼ばれる捕虜に対する人体実験を行ったことを、厳密な資料批判を通して科学社会学の対象として取り上げてこられたのが常石先生です。そのお話の内容は、研究所のありかたが大きく変わろうとしている状況にあって、改めて考えさせられるものだったといえます。

講演は、まず石井四郎部隊長を頂点とする731部隊の成立から解散までの概要説明にはじまり、軍医による毒物の効果についての初期の人体実験について、ソ連崩壊後の情報公開によって明らかとなったハバロフスク裁判の資料をもとにした紹介が行われました。また、部隊が結成され民間研究者の第一陣として、京大医学部のスタッフが、第二陣として京都府立医大のスタッフが主力として参加したことも指摘されました。次に、部隊での研究活動の一端を、解剖したマルタの標本を持ちかえったある医師の協力でまとめられた米軍のレポートや、別の医師の証言による、青酸カリを使った人体実験や凍傷の人体実験の状況が紹介されました。そして、最後に日本の戦後の医学界が、ドイツの医学界と違って、まだこうした事実に対する検証を行っていないこと、凍傷の人体実験を行った医学者が戦後文部省の科学研究費をもらって、同じ研究内容を動物実験に変えて行った事実、講師の表現ではマネーロンダリングならぬ情報ロンダリングというべき事実などを指摘されました。

講師は、同じく731部隊を扱った作家森村誠一の小説『悪魔の飽食』のように、人体実験を道徳的に批判して、それを悪として突き放してしまっては、なぜそれが悪なのか、どこが悪なのか、そして、科学者としての用意周到な手続きによる日常的な科学の営みがどうして、そういうことを生み出したのか、そういう科学の営みとは、ひいては人間とはなにか、こういった問いが欠けてしまうと繰り返し強調され、その真摯な問いかけは、250名近く集まった聴衆に感銘を与えました。

研究会開催報告

●プロジェクト研究会●

A I 「日本型社会」研究会

第4回（2002. 7. 26）

テーマ：立憲制と専制

報告者：立命館大学文学部助教授 小関素明 氏

【討議の内容】質疑応答では、（１）近代日本における権力の形成や主権の問題を論ずる場合に、国際環境を度外視しては論じられないのではないか。（２）立憲制の導入については、「明君」と「暗君」という両様の君主を生み出し得る近世的権力構造を否定し、合理的にコントロールし得る新たな権力構造を創出する必要性が認識されていたと考えることができるのではないか。（３）なぜ近代は天皇制になるのか。なぜ将軍的君主あるいはその他の統率者ではなく天皇が要請されてくるのか。（４）近代国家の「公共性」は「無所有」というもので説明するよりも「統一性」で説明すべきではないか、等々、多岐にわたり活発

な議論がなされた。特に報告者が、公共権力としての近代国家が「私有権を容認して自らが所有権力ではなくなる」（「国家が無所有化」する）とされとともに、君主の「公共性」を「無私性」で根拠づけられる点に議論が集中した。報告者が、「一つの社会が『所有』と『無所有』の原理で成り立っている」という観念のもとに、「私有権の観念における究極的な無私存在として何が想定できるか」というと『天皇』しかない」という見地に立って議論を組み立てられる点が特徴的であるように、質疑応答からうかがえた。（大平祐一）

A I 「日本型社会」研究会

第5回（2002. 11. 29）

テーマ：戦後日本文化論は何を語ってきたのかー「語り」の機能の批判的検討ー

報告者：愛知県立大学文学部助教授 樋口浩造 氏

A II 公共研究会

第4回(2002. 7. 12)

テーマ：分配的正義について一問うことと残されるもの

報告者：立命館大学政策科学部助教授 立岩真也 氏

【報告の要旨】立岩氏は、「働ける人が働き、必要な人が受け取る」という正義の規範を擁護し、この命題へのありうべき批判に有効な反論を加える、その論理だった主張を氏独特のオリジナルな思考で詰めていく筋道についてのものであった。時間的制約もあってその説明はかなり圧縮されたものであった。まず、生産に対する寄与に応じた配分を正義とする立場から必要に応じた配分を付加的にしか認めない主張への反論、また生産とその能力を価値とする価値観への反論が最初の主題である。基本は、自由であるならば平等を主張すべき(はず)であるという点である。自由の名のもとにおこなわれる分配的正義への批判は的を射ていない。生産の能力が価値を決めるとする考え方は、歴史的作為的価値である

【討議の内容】¥論理的な筋立てが重要な氏の議論がかなり圧縮されたものであったため、報告自体がかなり難解であった感は否めない。討議では、まず、分配的正義の議論と公共性概念との関連をどのように考えるかという点について質問があり、報告者の答えは、具体性を考えることにしており、公共性概念を位置づけることは社会編成の原理を考えるなかで出てくるのではないかと思うがまず私的なものが私的であると分類される論拠を詰めていきたいということであった。ロックやロールズやノージックな

がこの指摘だけでは十分ではない。生存のための手段は生存そのものの価値から派生する。ルサンチマンを論拠とする批判は批判者がその虜になっているということである。次に先の分配規範の積極的根拠について説明された。それは他者の必要と尊重自体が生産の基底にあるということからくる。反対に私の存在の肯定を主張することの普遍性からも分配規則は支持されうる。しかし、氏は業績原理を部分的には承認しなければならないことも認める。これらの論拠をさらに展開して、資源配分問題は国境を越える必要があるということ、分配する最少国家、分配の規準についての考え方、生産財、労働の分配について、譲渡されざるもの、責任、帰属等について特有のねばり強い思索の概要が披瀝された。(佐藤春吉)

どの諸議論との関わりでも氏の主張の特徴について質疑応答があった。業績原理の否定と部分肯定との論理的関係をどう考えるかという質問もあったが、ラジカルな思考と具体性の思考を両方大切にしたいという答えがあった。また、氏の所有と分配問題にせまる独自の思索はプルドンにも類似するオリジナルなものであるとの積極的評価の意見もだされ、研究会は刺激的な報告に大いに活気づいた。

(佐藤春吉)

A II 公共研究会

第5回(2002. 7. 19)

テーマ：親密性と家族の現在—ハンナ・アーレントの視点から—

報告者：千葉大学教育学部教授 佐藤和夫 氏

【報告の要旨】佐藤氏の報告は、現代家族の制度としての「崩壊」の現象または必然性を明確に自覚した上で、家族を超える親密圏の可能性を語るものであった。報告では、このことが高度成長経済に隠されていた家族の問題性、酒鬼薔薇少年の心の闇、引きこもり、DV、女性の自立要求、一人になることについての女性・男性の正当な要求、同性愛結婚の承認の動向の例をもって具体的に語られた。氏は、このような具体的事実や、戦前の高群逸枝らのフェミニズムの主張の先駆的意義などへの言及とともに、私的・公的区分の転換を語り、この問題をとらえるアーレントの公と私の領域区分および私密圏についての思想の解釈を交えて大変生き生きと展開された。アーレントの公共性への接近はハーバーマスとはちがって、そこから排除されている者の視点からの根源的な問題提起を含んでいること、私密圏や愛につ

いてもその問題性について非常に敏感であったこと、隠すべきことと公的に現すべきことの両方の大切さ、一人になることと公共的世界に現れることとの両方の重要性を知っていたこと等の思想の解明を行いながら、あるべき親密圏の可能性とそのもとでの公共圏と私的領域のあらたな区分が開始されつつあり、近代社会の危機とそれへの根源的批判が実感されつつあることなどが豊富な話題のなかで語られた。そのなかで、三つの公私概念(統治論的、社会運動論的、自己アイデンティティ的)についての興味深い問題提起もなされた。報告は、アーレントの話し合いと活動、複数性の思想の積極的な解釈と、現代家族ならびに親密圏の問題の複雑な交差を具体的な事例をもとに浮かび上がらせるものであり、熱気溢れるものであった。(佐藤春吉)

【討議の内容】豊富な話題とアーレントという難解な思想家の思想とが氏の個人的体験も交えて縦横に交錯する話題豊富な報告に研究会も活気あふれるものとなった。最初に質問がだされたが、日本や近代の公共性の評価、引きこもりの評価などについてであった。氏の近代評価はハーバーマス評価もふくめて批判的であり、引きこもりに対しては非難すべきものではなく必然的な要求の表現とみなすというものであった。その後、アーレント理解、家族の現在

等について活発な議論があった。また、質問に答える形で、氏は、アーレントの問題点としては、彼女はやはり伝統的知識人であり、黒人問題等の差別問題は軽視した。また労働の経験の可能性について語らなかった点をあげた。現代社会の家族と親密圏、公共圏の揺らぎから「社会」とあるべき生活についてどのような批判的な目が養えるのか教えさせられる研究会であった。(佐藤春吉)

A II 公共研究会

第6回(2002, 7, 26)

テーマ: NGO・NPO、公益法人の公共性

報告者: 松蔭女子大学経営文化学部教授 雨宮孝子 氏

【報告の要旨】雨宮氏の報告は、公益法人の公益性とはなにか、ひいては公益法人の公共性はなにを規準に規定しうるかという問題を、公益法人法の改正論議とかかわらせてその特徴点を明らかにし、なにが必要かを詳しいレジメと資料をもとに示すものであった。市民は結社の自由をもつが、その結社が法人格を認められるかどうかという問題は、民法33条によって規定されているが具体的には政府特に主務官庁の許認可権の裁量にゆだねられ、規準もあいまいで大幅な恣意性をもたされている。「公益法人」とされているもののなかには、第3セクターなどの天下り組織や特殊利益を追求する同業者団体など多い。現在の民法には「非営利」を規定する一般法

【討議の要旨】報告は、公益法人にかかわる法的な議論の展開を歴史的に追いながら、各政党の対応や提案、政府の動き、市民団体の働きかけなどについてもかなり詳しくなされた。そこで、論議のなかで注目されたのは、NPO法に「市民」という言葉が盛り込まれた経緯であった。市民概念には、政府にたいする反対運動をもっぱら連想させるとして、一部に強い反対があったが、いろいろな交渉と経過のなかで条文のなかにもり込まれた。その興味深い経緯などが詳しく紹介された。また、public support

がない。「特定非営利活動促進法」(俗称NPO法)ができたが、その規定はなおあいまいさを残しているのである。そこで、アメリカのNPOの公益性認定のための客観的基準である public support test を日本でも導入すべく働きかけ、NPO支援税制にある程度もりこまれたが、実体としては問題を残している。氏は、public support test の考え方や氏自身も参加し問題提起に携わってきたその後の論議(非営利のみ法人と公益法人、中間法人との関連づけや活動内容、寄付や優遇税制などのありかた、手続き等について)を詳細に紹介した。また、アメリカ、ドイツ、フランスなどの実状についても紹介された。(佐藤春吉)

test の内容、その運用などについても質問応答と議論が交わされた。今後の民法改正にむけた動きなどについても意見交換がなされた。特殊に法的な論議も含まれていたためやや専門的な議論もあったが、総じてNPO法のその後と市民運動の位置づけやNPO法適用の現状、今後の見通しなど公益性という観点からみた市民社会のなかの公共性のあり方をさぐる格好の論題をえて、議論は活発であった。

(佐藤春吉)

A II 公共研究会

第7回(2002.10.25)

テーマ: ユーロッパ統合における service public (公共サービス) の問題

報告者: パリ政治学院附属 CEVIPOF フランス現代政治研究所

J. Capdevielle 氏

コメンテーター兼通訳: 東京大学大学院法学政治学研究科助教授 中山洋平 氏

【報告の要旨】フランスには、共和制の伝統の中で、公共サービスの積極的意義を認めることが当然とされて来た。そのことは、「小さな政府」を称揚する最近の動向の中でも簡単には変わらない。フランスでも社会の原子化や「一次元的人間」の登場が見られるものの、1995年11月～12月の公務員ストの成功が示しているように、公務員への信頼はゆるがず、とりわけ高等教育を受けた人々の間ではそうである。その点、イギリスでの民営化された鉄道や電力や医

療機関において公共サービスへの不満が沸点に達しているのとは状況を異にしている。ただ EU 統合の進展が、ヨーロッパレベルの産業政策を進める可能性と、公共サービスの自由化を内容とするグローバル化を進める可能性の両面を示していたが、結果は後者の優位へと傾いている。その結果、ヨーロッパ統合は深刻な正統性の危機をもたらしており、その意味で転換点に立たされている。(山口定)

【討議の内容】質疑の対象となった論点

- (1) フランスにおけるパブリック・サービスの伝統
- (2) 官僚制支配の弊害はないのか
- (3) 95年ストの意義

(4) グローバル化反対運動展開の具体的様相と運動の特質

- (5) 労働組合の力量と影響力 e t c .
- (山口定)

B I 近代日本思想史研究会

第3回(2002.9.20)

テーマ①: 日本陸軍と馬匹問題

報告者①: 立命館大学大学院 杉本竜 氏

【討議の内容】討論の論点の一つは、第一次世界大戦後の機械化の進行の中で馬匹がどの程度の重要性を占めていたのかという点に関わる問題であった。この点に関して報告者からは、馬匹の自動車・自転車への移行の必然性という認識は田中義一の頃から生じていたが、自動車の性能上の問題や自動車生産の低位もあって、自動車の利用と馬匹の利用は並行し、前者の増大は後者の減少に帰結せず、軍事動員

の拡大によってかえって後者の増大が見られたとの回答がなされた。そのほか、軍用には現地の支那馬、蒙古馬の方がアラブ種より有用ではなかったか、農耕馬はどれだけ軍用馬として有用であったのか、クラブ側の役員の出身はどんなものであったのか、日本の競馬は西欧のそれと異なる性格であったのか等々の質問が提起され、それぞれ報告者からの回答があった。(赤澤史朗)

B I 近代日本思想史研究会

第3回(2002. 9. 20)

テーマ②:「内灘闘争」へのまなざし—内灘砲弾試射場設置問題をめぐる諸認識—

報告者②: 京都府立大学大学院 福島在行 氏

【報告の要旨】本報告では戦後日本の初期基地反対運動である「内灘闘争」について地元紙『北国新聞』・全国紙『朝日新聞』(東京版)の報道を検討した。まず、(1)『北国新聞』報道から「内灘闘争」を概観し、(2)『北国新聞』掲載記事数、月別分布、記事の一般的傾向を確認したのち社説から同運動に対する北国新聞社の姿勢を検討した。社説が政府との妥協を求めるにも関わらず、実際の報道は内灘村内の妥協派・強硬反対派、石川県下・全国の運動団体、県や

政府等、各種関係団体の動向を基本的に追いかけて掲載している。(3)続いて『朝日新聞』を検討したが、同紙はその記事数は多いが運動が展開していく中で報道を減じ、運動を不可視化していった。(4)しかし運動系雑誌には一般的説明ではない、参加者の具体的声を拾うものもあり、そこには、強硬な運動参加者が、経済的補償とは引きかえにできない別の価値を個人的体験と結びつけて有している様子が現れていた。(福島在行)

【討議の内容】参加者から、基地反対の理由は諸種あるが最も強い反対の理由はなにかとの質問が出された。これに対し報告者からは、妥協派にあっては反対の理由は結局生活権(補償)の問題に収斂されていくのだが、この生活権(補償)問題にその反対理由を収斂させられない人間が、強硬反対派になっていくとの回答がなされた。また別の参加者からは、

この報告の眼目は運動論にあるのか、それともそれを報道したメディア論にあるのか、一応メディア論であるようにも見えるが二兎を追っている印象がある、またメディアは、社説に示される社の基本的立場のいかんにかかわらず、報道量が多くなればさまざまな立場、視点からの報道がなされる傾向にあるのではないかと指摘がなされた。(赤澤史朗)

B I 近代日本思想史研究会

第3回(2002. 9. 20)

テーマ③: 沖縄の復帰運動—68年体制の成立について—

報告者③: 立命館大学大学院 櫻澤誠 氏

【報告の要旨】本報告は1968年に革新共闘体制が成立する過程及びその後の屋良行政府の分析を行なうことによって、1971年の新体制発足、建議書作成に至る要因を明らかにすることを課題とした。それによって、先行研究では見落とされてきた革新勢力内の確執とその修復過程を明らかにした。それは、「68年体制」が成立し、安定する過程でもあった。屋良主席は復帰協路線を行政府においても堅持しようとしたが、72年復帰に向けて「急進化」する革新与党

との間に亀裂が生じ、その修復のために新体制発足、建議書作成が行われたのである。また、屋良、喜屋武らが統一候補とされた初期の革新共闘は、復帰協、特に教職員会が政界へと昇華される過程ともいえる。何故、革新共闘体制の成立過程やその他の確執が目立ってこなかったのか。それは「運動史」もしくは「政党史」という枠組みによって、また「保守」対「革新」という対立軸によって研究が行われてきた弊害ではないかと考えられる。(櫻澤誠)

B I 近代日本思想史研究会

第4回(2002.10.25)

テーマ：戦時下の漫画—新体制期以降の漫画と漫画家団体—

報告者：立命館大学法学研究科 井上祐子 氏

【報告の要旨】新体制期以降、漫画も国策宣伝にとりこまれるようになるが、1940年8月に結成された新日本漫画家協会には、政治・社会漫画派とナンセンス漫画派の二派が流れこんでいた。しかし、両者の対立は根強く、国内の敵を描くことに否定的な当局の意向もあり、ナンセンス派が主流となっていく。太平洋戦争が始まると、漫画は米英嘲笑漫画と戦時下のあるべき庶民像を描く漫画に収束していく。これらの漫画の主題は、当局によって決定されたが、

“どう描くか”については漫画家の主体性が残されており、図像上の笑いに主眼をおいた漫画が大量に描かれた。1943年5月に結成された日本漫画奉公会は、統制と動員のための官の下請団体であったが、展覧会や慰問活動を盛んに行った。この時期の米英嘲笑漫画は、一方でグロテスク化し、他方では米英をさらに哀れな姿で描くようになり、決戦生活を描いた漫画もさらに亢進化し、空疎化していった。

(井上祐子)

【討議の内容】小島氏より、戦時下の米英嘲笑漫画の描き方・発想・目線はむしろ欧米人のそれであり、戦時下の日本のそれらの漫画は、米英の漫画を模倣・盗作したものが多く含まれているのではないかと、出典の追求をする必要があるとの批判が提起された。またナチスの初期の漫画を描いた者には、ダダイズム崩れの者も多く含まれていたとの指摘もおこなわれた。その意味でも、同時代のアメリカ・ドイツなどの漫画と対比する必要があるのではないかと意見が提起された。さらに報告では、米英への敵愾心

の昂揚には失敗したとの点が強調されているが、これはむしろ日本人の戦争の受け止め方に由来するものではないか、佐藤忠男の述べるように、日本の戦争映画にも「敵の顔」は出てこないのであり、敵が憎くて戦争するという意識はなかったのではないかと意見が出された。また太平洋戦争の中期までは“米英嘲笑”だったが、末期になると“米英恐怖”に転換するのではないかと、意見も出された。

(赤澤史朗)

B II 中間団体研究会

第1回(2002.10.15)

テーマ：公共性論と弁護士論

報告者：立命館大学法学部教授 大久保史郎 氏

【報告の要旨】司法制度改革においては弁護士制度改革も提唱されており、司法制度を支える法曹のあり方が問題とされているが、そこでは弁護士の「社会的責任」ないし「公益性」が強調されている。すなわち、司法を公共性の空間を支える柱と位置づけ、弁護士をそうした司法の一翼を担うものと捉えてい

る。しかし、こうした弁護士の「社会的責任」ないし「公益性」の強調には、弁護士法1条が挙げる「人権の擁護」と「社会正義」を強調してきたこれまでの弁護士論と対立するところがある。また、そこでの言う「社会的責任」ないし「公益性」も、結局は「国家的公共性」論の再編成にすぎない。司法制度改革

の論議においては、私的利害の集積の上に弁護士の「公共性」を捉えるアメリカ的弁護士像と、私的利害とは距離をおいた弁護士の「公共性」論との相克

【討議の内容】 討議においては、まず、報告における「公益」「公共性」「公共性の空間」の意味についての質問と、「現在流行のテーマは公共性の空間を問題とする『公共圏』論であり、価値そのものではなく、価値形成のあり方とその担い手が議論されているが、価値そのものについて議論すべきだ」という問題提起がなされた。この問題提起を受けて、「公共性」の意味、「国家的公共性」と「市民的公共性」の相違、ハーバーマスの言う、die Öffentlichkeit の

がある。今後、「国家的公共性」論ではなく「市民的公共性」論に立った弁護士論を展開する必要がある。（市川正人）

意味をめぐって議論がなされた。さらに、司法制度改革において弁護士懲戒への外部参加が追求されていることにかわり、弁護士会自治の憲法上の根拠が議論となった。この点につき、報告者である大久保教授は、弁護士会の自治に関しては、実態についての認識論と憲法解釈論とを区別すべきであり、前者、特に日本における司法官僚制の存在についての認識を踏まえて後者を展開すべきである、と答えた。（市川正人）

B II 中間団体研究会

第2回（2002. 11. 27）

テーマ：法人の「人権」論の再検討

報告者：立命館大学法学部教授 中島 茂樹 氏

【報告の要旨】 これまでの憲法学においては、法人に関して「法人の人権」論という問題の建て方をしてきたが、論点もほぼ出尽くし議論が進む展望はあまりない。しかるに、「中間団体の敵視のうえにあえて『アトム的個人』を析出させたジャコバン型個人主義の問題意識を迫体験することが重要」とする樋口陽一教授による主張は、従来の枠組みの射程を超える議論であって、人権論という観点から法人を問題とするだけでは、今日憲法学に課されている課題

に応えたことにならない点を、明らかにしている。すなわち、今日では、グローバル企業による国家機能の篡奪が進み、特殊利益の担い手が「国家化」する一方で、国家の役割増大に伴い、国家の「私化」「社会化」が進んでいる。こうした21世紀における憲法学の課題は、「議会制定法とこれに対する違憲審査制を基礎とした社会の発展」といった20世紀の国家イメージを超えた理論を構築することである。（市川正人）

【討議の内容】 討議においては、まず、経済界による政策形成への強い影響はかねてから見られたところ（「政財官のトライアングル」）であることから、今日の経済界の影響力は、「国家機能の篡奪」と言えるほど強力なものとなっているのか、従来と質的に異なっているのか、といった点が議論となった。また、あわせて経済界による政策提言を民主主義にとってどう評価するかも議論となった。さらに、「審議会政治」の評価、小泉内閣の下で政党の陰が薄くな

っていることの評価も論点となった。企業の政治献金の自由の否定ないし制限が重要であることについては出席者の間で共通の理解が得られたが、報告者が政治的行為の自由と政治献金の自由との区別を主張したのに対して、出席者の中からは、政治献金でなければ団体はすべての政治活動をしてよいというわけではないとの指摘がなされた。最後に、21世紀の憲法学のあるべき方向についての意見交換がなされた。（市川正人）

B III スラム地区住民の適応研究会

第3回(2002.10.5)

テーマ:戦後大阪市のスラムとスラムクリアランスの系譜

報告者:大阪市立大学 水内俊雄 氏

【報告の要旨】水内俊雄氏は自著「地図・メディアに描かれた釜ヶ崎—大阪市西成区釜ヶ崎の批判的歴史地誌」「大阪市大正区における沖縄出身者の集住地区の『スラム』クリアランス」という2論文を用いて、戦後の大阪市のスラムとスラムクリアランスの系譜について、複雑に絡まりあった諸要因を歴史的に、地図を用いて簡潔明瞭にまとめ、報告された。南海電車と関西本線の交差点に当たる高架の下のバラック群から釜ヶ崎は形成されていくことになった

が、「がめつい奴」(1960年封切りの東宝制作映画)に描かれた釜ヶ崎のイメージの説明から始められた。戦後、この地域は拡大し、暴動が生じることでメディアを通じてネガティブな地域イメージが作り上げられることになるが、「あいりん体制」と称されるこの地域の特殊な体制が確立される一連の過程に関して、大正区の沖縄出身者の集住地区の変容過程を含め、多くの事例を交えながら、精力的に報告された。(江口信清)

【討議の内容】水内氏の報告に対して、たとえば、釜ヶ崎の人口の流動性はどのようなものかという質問に対しては、個人に焦点を当てれば、釜ヶ崎を基点に全国に移動し、再び戻ってくる傾向にあるという。また、沖縄人集住地区に関しては、バラック住いは1974年11月に最終的に消えたという。在日朝鮮・韓国人に関しては、横浜の寿町の場合には在日の人たちがホテルやドヤの所有者になっている場合

が多いが、釜ヶ崎では日本人がほぼすべての所有者になっているという。愛隣地区内の町内会では、自生的なリーダーがいて、自らの生活改善・向上に取り組んできたのかという質問に対しては、NPO・NGOなどの外部の組織の支援がなければ、生活改善を含む運動はありえない、という。その他、多様な質問やコメントが参加者から出された。(江口信清)

B III スラム地区住民の適応研究会

第4回(2002.11.9)

テーマ:ミャンマーの首都における都市貧困問題

報告者:立命館大学国際関係研究科研究生 ナンミャケーカイン 氏

【報告の要旨】ミャンマーは1988年9月から軍事政権の下で社会主義の計画経済から市場経済へ移行した。その後の移行経済期における首都ヤンゴン市の都市貧困問題とはなにかを解明することが、今回の報告の目的である。ミャンマーに関する研究資料と統計資料が乏しいために、1997年9月に報告者が実施した現地調査で収集された資料を中心に報告された。まず、ヤンゴン市の貧困問題の歴史的な背景が、3つの時期、すなわち(1)

1826~1948年の植民地時代、(2)1949~1988年の独立後の第一次都市化の時期、そして(3)1988年~今日にいたる第二次都市化の時期に分けて説明された。さらに、ヤンゴンの生活インフラ(電気、水道、トイレ、屋根の材料、その他)整備状況、そして調査地での貧困層の生活実態と生活インフラストラクチャーからみた貧困状況が数値や写真を用いて説明された。結論として、4点が指摘された。(1)ヤンゴン市では居住地域間

格差が存在する。所得階層、生活インフラ財の整備状況、職業、そして民族によって棲み分けがなされている。(2) 貧困者が集住するラインターヤーの貧困者らは主としてインフォーマルセクターに従事している。それらの職の供給者および需要者は中間層や上層である。ヤンゴンにおける貧困層と中・上層は、自らの生活を立てるために相互依存的な関係にある。(3) 1993 年以降政府が推進した“hut to Apartment project”の失敗が、ス

【討議の内容】今回の研究会の参加者のほとんどにとって、ヤンゴンは未知なる社会に等しい。ヤンゴンの概況についての基本的な質問から、スラム地区の人々の日常生活に関する質問などが多くなされた。また、報告者が実施したサンプル調査では職業従事者数に成人しか含まれていないが、子どももインフォーマルセクターの担い手として

ラム化現象を生み出した。そのプロジェクトの真の目的は、都市部のスラムを郊外化させることであって、スラム住民の生活改善を目指したものとはいえない。(4) ヤンゴンにおける生活インフラ財の欠如という深刻な都市問題は、緊急に解決されなければならない。また、スラム地域の劣悪な居住環境を本気で解決する姿勢が政府に求められている、と結論した。(江口信清)

重要ではないか、というコメントや、貧困者でも仏教寺院への寄付がなされるのではないか、などといったコメントも多く出された。あまり外部世界に知られていないミャンマーの、しかもスラム社会であるがゆえに、参加者一同、たいへん関心を持って議論に参加することができた。(江口信清)

●課題別共同研究会●

余暇と労働研究会

第2回（2002. 7. 17）

テーマ：在日韓国人社会とスポーツー2002 F I F Aワールド杯と関連してー

報告者：在日本大韓民国民団大阪府地方本部国際部副部長 鄭 貴煥 氏

【報告の要旨】今回は、在日本大韓民国民団大阪地方本部国際部副部長の鄭氏をむかえ、在日韓国人をめぐる、さまざまな諸問題を討議した。先ごろ韓国と日本で開催された FIFA ワールドカップは、それまでの韓日関係を大きく転換させる契機をはらんだものとして認識されている。とりわけ日本のメディアは韓国を題材とした企画を次々と打ち出してきた。少なくとも大衆レベルでは、それまで「近くて遠い国」というイメージがあった韓国に対して、急激に

親近感が高まっていると指摘することは、そう的を外れた意見ではないと考えられる。しかし、一方で日本におけるポスト・コロニアルの問題である在日韓国・朝鮮人の問題をどう捉えたらよいのか。鄭氏の報告は、そのことに対して有益な視角を提供するものとなった。鄭氏による報告内容の主な趣旨は、在日韓国人社会の歴史を基軸としながら、現在における諸問題を検討するというものであった。（増島大樹）

【討議の内容】特に、選挙権や戸籍に関する法制度の制定、変更が在日韓国人社会に及ぼしている様々な影響や問題点を理解しやすく整理していただいた。戦後55年を経て、在日韓国人社会は大きな変容を経験している。日本人との結婚が次第に増加することで、在日韓国人と日本人の両親を持つ子供も必然的に増加する。その場合において、現行の戸籍法、国籍法はいかなる意味を持つのか。以上は、報告に

おける一部ではあるが、総じてこうした諸問題は、我々の日常生活の中に深く編み込まれたものであると言える。しかし参加者からも意見が出たが、これらをローカルな実践の中に存在しているものではなく、外部世界のものと表象される機会は驚くほど多い。今後、以上のことをどのように考えていくべきなのか。今回の報告は、それを再考するうえで、重要な意味を持つものであった。（増島大樹）

現代社会主義研究会

第1回（2002. 9. 28）

テーマ①：プーチン政権下の予算連邦主義

報告者①：高知大学 保坂哲郎 氏

【報告の要旨】ロシアでは、1990年代はエリツィン政権下で「政治的要素主導の地方分権」化が進んだが、プーチン政権下では一転して中央集権度を高める改革が行われている。改革方針を示した「ロシア連邦における2005年までの予算連邦主義発展プログラム」も、短・中期的により多くの財源を中央へ集

中させる内容となっている。財政の中央集権化を可能にした条件として、1998年の金融危機以降、ロシア経済の回復に伴って税収が増え、多くの地方予算が黒字に転じたために、中央政府の税源強化に対してそれほど地方からの抵抗がなかったことが理由として考えられる。しかし同時に連邦構成主体間の財

政力格差は拡大傾向にあり、中央政府が再分配の強化によってこの格差を上手く是正していかない限り、中央集権化も不安定さを孕んだものにならざるを得

ない。また連邦構成主体以下の地方自治体財政の改革や、住民自治の実現といった問題も今後の課題として挙げられよう。(横川和穂)

現代社会主義研究会

第1回(2002.9.28)

テーマ②：ロシア体制転換の経済社会学

—R.V.リュフキナ『転換のドラマ』(2001年)の紹介を中心に—

報告者②：大阪大学大学院 松本かおり 氏

島根県立大学 林裕明 氏

日本学術振興会 徳永昌弘 氏

【報告の要旨】ロシアの経済社会学は、西側に遅れること約20年、1970年代に始まったといわれるが、その確立過程は1980年代に入ってからで、当時のソビエト経済学界に対する批判的見地を潜在的に有していたことから、ペレストロイカ期の経済改革と切り離せない関係にある。今回紹介された『転換のドラマ』(2001年)の著者であるR.V.リュフキナも、経済社会学の発展に大きく寄与した重鎮で、本書は1998年に発表された『経済社会学』の後継書に当た

る。その内容は、大きく三つの分野に集約され、①ソ連・ロシアにおける経済社会学の発展と内容の解説、今日の社会的・経済的病理の歴史的起源の解明、③ソ連崩壊後のロシア社会の資本主義化に対する視角の提示と解釈で構成される。言及の対象は広範囲にわたり、難解な解釈や概念も一部にみられるが、社会学者の目を通してロシア社会の変動を歴史的かつ同時代的に鳥瞰した高書であるといえる。

【討議の内容】まず、現在のロシア経済には欠かせない存在であるといわれる「屋根」(ロシア語のスラングで、関係する企業から報酬を得て、合法・非合法の経済活動に従事する者)の解釈をめぐり、議論が交わされた。ロシア社会の犯罪化を示す象徴のようにもみられるが、もっぱら非合法的破壊的活動を行うマフィアとは異なり、文字通りロシア社会の屋台骨を支えるシステムティックな構成要素といえ、そのかぎりでは一般には必要悪という認識が浸透して

いる。ただし、リュフキナは明言していないものの、他の社会学者の見解では、「屋根」の活動は今後縮小していく(先進国と同レベルに落ち着く)のが望ましいとみられる。この問題と関連して、リュフキナの国家観を問う質問が出されたが、本書では特に展開されておらず、そもそも社会学者は国家論を扱わないのではという意見も出された。この他に、リュフキナの西欧先進国(特にアメリカ)に対する評価の高さについて議論された。(徳永昌弘)

現代取引法研究会

第2回（2002. 7. 19）

テーマ：ドイツ消費者特別法の民法典への統合

報告者：立命館大学法学部助教授 谷本圭子 氏

現代取引法研究会

第3回（2002. 9. 26）

テーマ：消費者法のトレンドと自主行動基準の考え方—国生審中間報告を読む—

報告者：京都学園大学法学部教授（国生審臨時委員）坂東俊矢 氏

現代取引法研究会

第4回（2002. 11. 8）

テーマ：明治前期民事裁判例と民法420条成立の意味

報告者：立命館大学法学部教授 大河純夫 氏

1月の特集 頭の老化防止を考える

1月11日（第2624回）

高齢者に対する痴呆予防の試み—認知リハビリテーション—

文学部教授 吉田 甫

1月18日（第2625回）

頭（知的能力）の加齢変化—伸びる能力・落ちる能力—

文学部助教授 大川 一郎

1月25日（第2626回）

サクセスフルエイジング

社会福祉法人市原寮理事長 森 京子

立命館土曜講座シリーズ No.14 (2002 年 12 月 13 日発行)

20世紀日中関係の歴史的磁場

大阪外国語大学教授 西村 成雄

魯迅と日本—魯迅をめぐる3人の女性—

文学部教授 笥 文生

生活風景の中の「文化^{カルチャーギャップ} 溝」

—衣・食・住・行における日中文化の比較—

国際関係学部教授 夏 剛

21世紀東北アジアの課題と日中経済関係

経済学部教授 松野 周治

人文科学研究所紀要 No.81 (2002 年 12 月 16 日発行)

アメリカ労働法における中間団体としての労働組合

立命館大学法学部教授 佐藤敬二

2002W杯はどのように語られたか

—試論「日韓比較」の再考:1996 年共催決定から 2002 年開幕まで—

立命館大学産業社会学部助教授 黄 盛彬

Sport, Öffentlichkeit und Minorität

Eine kritische Betrachtung über die Öffentlichkeit des Sports in Japan

立命館大学産業社会学部教授 有賀郁敏

「倭寇」と海洋史観—「倭寇」は「日本人」だったのか—

立命館大学文学部非常勤講師 秦野裕介

戦時下の漫画—新体制期以降の漫画と漫画家団体—

立命館大学法学研究科研修生 井上祐子

「もうひとつのライフスタイル」—ベンガル社会と宗教的芸能集団—

大手前大学人文科学部教授 村瀬 智

比較経済システム研究におけるD・ラヴォアの貢献

—社会主義計算論争の現段階への射程—

東京大学大学院経済学研究科後期博士課程
塚本恭章